

## 平成27年度 第2回理事会 議事録

日 時： 平成27年6月10日(水) 13:30～

場 所： 岸記念体育会館 103会議室

会長： 金原 昇

出席理事： 朝長 英樹、長野 修士、石井 直人、阿部 海将、佐藤 公彦、今枝 尚道、  
小池 隆仁、石井 嘉英、岡本 依子、牧野 文彦、

監 事： 小野原 裕昭、北根 康志、根本 健三郎

総数10名、出席数10名、欠席数0名、合計10名で、定款第36条第1項に基づき、理事会成立。

議長選任：定款第33条第2項に基づき、金原会長を議長に選任。

議事録署名人：小野原裕昭監事

### 【 議題 】

#### 《審議事項》

1. 新理事承認の件
2. 新監事選任の件
3. 役員選定の件
4. 加盟団体承認の件
5. 準加盟団体承認の件
6. 各種規程の制定及び改正の件
7. 委員会の委員選任の件
8. 委員会の委員長選任の件
9. 借入金限度額の臨時増額の件
10. 決算期変更の件
11. その他

#### 《報告事項》

1. 昇段申請の件
2. 渡邊氏の仲裁申立ての件
3. その他

#### 《審議事項》

##### 1. 新理事承認の件

佐藤公彦氏(医師。大阪ブロックより推薦)・大橋卓生氏(著名な境田弁護士からの推薦。スポーツ界の法律に精通された弁護士。会長枠で推薦)・初瀬勇輔氏(現役のパラリンピアン(柔道)。パラリンピックの組織にも明るい方。理事会枠で推薦)の3名の理事就任について、いずれも満場一致で承認された。

##### 2. 新監事選任の件

根本健三郎氏（弁護士。企業法務が専門）の監事就任について、満場一致で承認された。

### 3. 役職員の件

会長：金原昇、専務理事：朝長英樹・長野修士、常務理事：石井直人・阿部海将とすることが満場一致で承認された。

### 4. 加盟団体承認の件

宮城県・山形県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・香川県・愛媛県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県の協会（熊本県はバドミントンアカデミー）を正加盟団体とすることが満場一致で承認された。

高知県テコンドー協会に関しては、会員数や活動実態に疑問があることから、承認は保留することとされた。

### 5. 準加盟団体承認の件

北海道（泉谷氏・宮地氏。会員数・支部数不足）、新潟県（支部数不足）、滋賀県（支部数不足）、島根県（会員数・支部数不足）を準加盟団体とすることが満場一致で承認された。

但し、北海道協会に関しては、泉谷氏と宮地氏の二人が届出を行っているため、今後、一つにまとめる方向で指導を行うこととされた。

### 6. 各種規程の制定及び改正の件

監事が委員会の委員長になることができるようにする等の規程の改正が満場一致で承認された。  
組織対策委員会と組織改革委員会の二つを統合することが満場一致で承認された。

### 7. 委員会の委員選任の件・8. 委員会の委員長選任の件

小野原監事をマーケティング委員会の委員長とする等、各委員会の委員及び委員長の選任の原案が満場一致で承認された。

一部、委員の変更が生ずることがあること、そして、副委員長は委員会において選任することの確認が行われた。

### 9. 借入金限度額の臨時増額の件

補助金の制度の見直しが行われており、補助金が一時的に支払われない状態となっているため、補助金が支払われるようになるまでの間の時限措置として、臨時に2000万円の借入金限度額の増額を行うことが満場一致で承認された。

### 10. 決算期変更の件

7月から役員及び正会員が新体制となることから、事業年度を6月末までとすることが満場一致で承認された。

### 11. その他

濱田真由選手の世界大会優勝の祝勝会の開催に関して意見が出されたが、最終的な結論には至らなかった。

リオデジャネイロオリンピックの選手選考に関して、早期に公平な選考方法を決めて公表するべきであるという



意見が出された。

《報告事項》

1. 昇段申請の件

全日本テコンドー連盟が日本からの昇段申請を全て行う等の記者発表をしていることに関して、速やかに国技院に確認を取るとともに、会員が不安にならないような対策を講ずることが報告された。

2. 渡邊氏の仲裁申立ての件

渡邊氏が個人情報保護の観点から当協会への個人登録を名前と写真だけとすることを認めるべきである等の仲裁申立てを行っている旨の報告が行われた。

3. その他

高橋明氏（大阪体育大学客員教授。パラリンピック関係に明るい方。）を顧問とすることが満場一致で承認された。

可能な限り、郵送ではなく、メールで連絡をする旨の確認がなされた。

以上により、審議事項と報告事項に関する議事を全て終了し、閉会とした。

上記に相違ありません。

平成27年7月1日

議長

金原研



署名人

小野原裕昭



for 金万

平成 27 年度 第 2 回理事会資料

規 程

1. 加盟団体審査委員会規程 . . . . . 1~2
2. 総務委員会規程 . . . . . 3~4
3. 賞罰規程 . . . . . 5~9
4. 環境委員会規程 . . . . . 10~11
5. 医・科学委員会規程 . . . . . 12~13
6. 競技委員会規程 . . . . . 14~15
7. 広報委員会規定 . . . . . 16~17
8. コンプライアンス委員会規定 . . . . . 18~19
9. 普及委員会規定 . . . . . 20~21
10. 組織対策委員会規定 . . . . . 22~23
11. マーケティング委員会規定 . . . . . 24~25
12. 強化委員会規定 . . . . . 26~27
13. 昇段昇級規程 . . . . . 28~33

(黒字 制定  
赤字 改定)

「審判委員会規程」は赤字

↓

審判員規程

平成 27 年 6 月 10 日

## 一般社団法人全日本テコンドー協会 加盟団体審査委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられた加盟団体審査委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員会)

第2条 委員は理事会において専務理事、常務理事、理事（会長、専務理事及び常務理事を除く。）、監事、学識経験者の中から専務理事を含む3名以上を選任する。

- 2 委員長は、理事会において専務理事の中から1名を選任する。
- 3 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選任する。
- 4 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 議長は、委員長とする。
- 6 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 7 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

### (審査・審議事項)

第3条 委員会は、加盟団体規程第3条第1項及び第2項に基づき、加盟団体規程第2条の申請書等の審査を行い、加盟団体規程第3条第3項に基づき、その審査の結果を理事会に報告しなければならない。

- 2 委員会は、準加盟団体規程第2条において準用する加盟団体規程第3条第1項及び第2項に基づき、準加盟団体規程第2条において準用する加盟団体規程第2条の申請書等の審査を行い、準加盟団体規程第2条において準用する加盟団体規程第3条第3項に基づき、その審査の結果を理事会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、加盟団体規程第9条第1項（準加盟団体規程第2条において準用する場合を含む。以下、同じ。）に基づいて毎年12月に同項の審理を行うとともに、加盟団体規程第9条第2項（準加盟団体規程第2条において準用する場合を含む。以下、同じ。）に基づいて同項の審理を行い、それぞれの審理の結果を理事会に報告するものとする。
- 4 委員会は、加盟団体規程第3条第3項（準加盟団体規程第2条において準用する場合を含む。）に基づき、加盟団体規程第2条第1項（準加盟団体規程第2条において準用する場合を含む。）の申請書の様式を定めるものとする。
- 5 委員会は、理事会から諮問された加盟団体（定款第40条に規定する加盟団体をいう。）及び準加盟団体（定款第48条に規定する準加盟団体をいう。）の

加盟に関する事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、理事及び監事にあつては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、学識経験者にあつては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則 [平成27年6月10日制定]

この規程は、平成27年6月10日から施行する。

## 一般社団法人全日本テコンドー協会 総務委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられた総務委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員会)

第2条 委員は理事会において理事又は監事の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

- 2 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選任する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議長は、委員長とする。
- 5 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

### (審議・活動事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、事務局に当法人の総務、運営及び財務に関する指示並びに事務局の運営に関する指示を行い、理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 当法人の会員管理等の総務に関する事項、事業計画及び予算の作成等の運営に関する事項並びに財務に関する事項
- (2) 事務局の運営に関する事項
- (3) 定款の改正に関する事項
- (4) 他の委員会に属さない事項に関する事項

### (分科会)

第4条 委員会には、前条(1)から(3)までに掲げる事項及び前条に規定する理事会から諮問された事項のうちの個別の事項に関して専門的に審議するために、分科会を設けることができる。

- 2 前項の分科会の運営は、第2条第2項から第6項までの規定に準じて行う。

### (任期)

第5条 委員の任期は、定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとする。

### (守秘義務)

第6条 委員は、委員会の審議及び活動において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程（次項において「新規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年度第2回理事会の開催日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年6月10日改正〕

平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認された第2条第1項及び第2項の改正は、同日から施行する。

# 一般社団法人全日本テコンドー協会 賞罰規程

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づき、会員（定款第5条（1）から（4）までに規定する会員をいう。以下、同じ。）、加盟団体（定款第40条に規定する加盟団体をいう。以下、同じ。）、準加盟団体（定款第48条に規定する準加盟団体をいう。以下、同じ。）、理事、監事、職員、その他特別な功労者等の表彰及び懲戒等（懲戒及び訓戒をいう。以下、同じ。）に関して必要な事項を定める。
- 2 前項の特別な功労者等とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 永年にわたりテコンドーの発展に貢献した者
  - (2) 定款第4条第1項（1）から（12）までに掲げる事業に特に功労があった者
  - (3) 優れた識見によって当法人又は加盟団体若しくは準加盟団体の運営又は発展に特に貢献した者
  - (4) テコンドーの社会的評価を大きく高めることに貢献した者

### (賞罰委員会)

- 第2条 前条第1項の表彰及び懲戒等の手続きを公正に進めるために、賞罰委員会を設置する。
- 2 賞罰委員会の委員は、会長、専務理事及び常務理事に加え、理事会において理事（会長、専務理事及び常務理事を除く。）、監事又は学識経験者の中から選任された3名以下の者及び事務局長とする。
  - 3 賞罰委員会の委員長は会長とし、副委員長は専務理事とする。
  - 4 賞罰委員会は、表彰及び懲戒等に関する事項を審議し、理事会に審議内容を報告する。
  - 5 賞罰委員会は、委員長が招集し、委員（委員が表彰又は懲戒等をすべき者となっている場合には、当該委員を除く。第7項において同じ。）の全員の出席をもって成立する。
  - 6 賞罰委員会の議長は、委員長とする。
  - 7 賞罰委員会の審議事項は、委員の全員の同意をもって決定する。
  - 8 委員の任期は、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、学識経験者にあっては委員に指名された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとし、事務局長にあっては最初出席する賞罰委員会の日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

- 9 賞罰委員会の委員は、審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

## 第2章 表彰

### (表彰者)

第3条 表彰者は、会員、加盟団体、準加盟団体、役員、職員及び第1条第2項に規定する特別な功労者等のうち、同項(1)から(4)までに掲げる者に該当する者とする。

- 2 加盟団体及び準加盟団体は、第1条第2項(1)から(4)までに掲げる者に該当すると認める者を表彰者として推薦することができる。

### (表彰の方法)

第4条 表彰は、賞状の授与、賞状及び賞品の授与、賞状及び賞品又は賞金の授与のいずれかの方法によって行う。

### (表彰者の決定方法)

第5条 賞罰委員会は、原則として、毎年、表彰をすべき者を審議し、その結果を会計期間の最終の理事会に報告するものとする。

- 2 理事会は、賞罰委員会から表彰をすべき者の報告を受けた場合には、当該者の表彰をするか否かを審議し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 3 総会は、理事会から前項の審議の結果の報告を受けた場合には、同項に規定する者の表彰をするか否かを審議しなければならない。

## 第3章 懲戒等

### (懲戒等の基準)

第6条 次に掲げる者がそれぞれ次に定めるときに該当する場合には、懲戒し又は訓戒する。

- (1) 会員 定款第13条第1項(1)から(3)までに掲げるときに該当するとき(同項の規定の適用を受ける場合を除く。)又は次に掲げるときに該当するとき
- ① 定款又は諸規程に違反したとき
  - ② 法令に違反し又は公序良俗に反する不正な行為をしたとき
  - ③ 反社会的勢力であること又は反社会的勢力の支配若しくは影響を受けていることが判明したとき
  - ④ 故意又は過失により当法人に損害を与えたとき
  - ⑤ 故意又は過失により、当法人、他の会員、理事、監事、職員、加盟団体又は準加盟団体の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為をしたとき
  - ⑥ ①から⑤までに掲げるときに準ずるとき

- (2) 理事及び監事 定款第31条第1項(1)から(5)までに掲げるときに該当するとき(同項の規定の適用を受ける場合を除く。)又は次に掲げるときに該当するとき
- ① 定款又は諸規程に違反したとき
  - ② 法令に違反し又は公序良俗に反する不正な行為をしたとき
  - ③ 反社会的勢力であること又は反社会的勢力の支配若しくは影響を受けていることが判明したとき
  - ④ 故意又は過失により当法人に損害を与えたとき
  - ⑤ 故意又は過失により、当法人、会員、他の理事、他の監事、職員、加盟団体又は準加盟団体の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為をしたとき
  - ⑥ ①から⑤までに掲げるときに準ずるとき
- (3) 加盟団体及び準加盟団体 定款第47条第2項に規定する適正でない認められた場合に該当するとき(同項の規定の適用を受ける場合を除く。)又は次に掲げるときに該当するとき
- ① 定款又は諸規程に違反したとき
  - ② 法令に違反し又は公序良俗に反する不正な行為をしたとき
  - ③ 反社会的勢力であること又は反社会的勢力の支配若しくは影響を受けていることが判明したとき
  - ④ 故意又は過失により当法人に損害を与えたとき
  - ⑤ 故意又は過失により、当法人、会員、理事、監事、職員、他の加盟団体又は他の準加盟団体の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為をしたとき
  - ⑥ ①から⑤までに掲げるときに準ずるとき
- (4) 職員 次に掲げるときに該当するとき
- ① 正当な理由なく、無断欠勤又は無届の遅刻、早退若しくは私用外出を繰り返したとき
  - ② 正当な理由なく指示命令に従わないことを繰り返したとき
  - ③ 著しい職務怠慢があったとき
  - ④ 定款又は諸規程に違反したとき
  - ⑤ 職務に関して法令に違反し又は公序良俗に反する不正な行為をしたとき
  - ⑥ 反社会的勢力であること又は反社会的勢力の支配若しくは影響を受けていることが判明したとき
  - ⑦ 故意又は過失により当法人に損害を与えたとき
  - ⑧ 故意又は過失により、当法人、会員、理事、監事、他の職員、加盟団体又は準加盟団体の名誉を傷つけ又は信用を失墜させる行為をしたとき
  - ⑨ ①から⑧までに掲げるときに準ずるとき

(懲戒等の方法)

第7条 懲戒等の方法は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める方法とする。

- (1) 会員、理事、監事、加盟団体及び準加盟団体 訓戒又はけん責、指導若しくは勧告
- (2) 職員 訓戒又はけん責、指導、減給、出勤停止、降格、諭旨解雇若しくは

#### 懲戒解雇

- 2 懲戒し又は訓戒する者に対しては、必要に応じ、始末書、誓約書等の提出を命ずることができる。

#### (懲戒等の決定方法)

- 第8条 賞罰委員会は、会員、理事、監事、加盟団体、準加盟団体又は職員がそれぞれ第6条(1)から(4)までに掲げるときに該当する場合は、速やかに、前条(1)及び(2)に定めるいずれの方法によって懲戒し又は訓戒するかを審議し、その結果を理事会に報告しなければならない。
- 2 理事会は、賞罰委員会から懲戒等をすべき者の報告を受けた場合には、当該者の懲戒等をするか否かを審議し、その結果を総会に報告しなければならない。
  - 3 総会は、理事会から前項の審議の結果の報告を受けた場合には、同項に規定する者の懲戒等をするか否かを審議しなければならない。
  - 4 賞罰委員会、理事会又は総会において、懲戒等に関する審議を行う場合には、必要に応じ、関係者の聴聞を行うものとする。

#### (懲戒等の通知)

- 第9条 総会において懲戒の決定を行った場合には、懲戒する者に対し、文書に懲戒の事由及び根拠規定を明記して通知しなければならない。

#### (異議の申立て)

- 第10条 懲戒等を受けた者は、その処分に不服がある場合、前条の通知を受けた日又は訓戒を受けた日から起算して1月以内に文書をもって異議申立てを行い、再審議を請求することができる。
- 2 前項の異議申立てがあった場合は、賞罰委員会、理事会及び総会は、再審議を行い、最終処分を決定する。
  - 3 前項の最終処分の決定においては、前2条の規定を準用する。
  - 4 第一項の異議申立ては、一の懲戒等につき一回限り行うことができるものとする。

#### (雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、表彰及び懲戒等に関して必要な事項は、賞罰委員会の委員長の承認を得て副委員長が定める。

#### 附則〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年6月10日改正〕

平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認された第2条第2項の改正は、同日から施行する。

## 一般社団法人全日本テコンドー協会 環境委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられた環境委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、指導員、審判員、コーチ又は学識経験者の中から5名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

- 2 副委員長は、委員会において委員の中から**3名以内**を選出する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議長は、委員長とする。
- 5 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

### (活動・審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 当法人が主催する事業を通じた環境保護に関する啓発及び実践
- (2) 当法人の事務所、当法人が主催する大会の会場等におけるエネルギーの有効利用及びリサイクルの推進
- (3) (1) 及び (2) に付帯する活動

### (任期)

第4条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

### (守秘義務)

第5条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

### (雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程（次項において「新規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年度第2回理事会の開催日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年6月10日改正〕

平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認された第2条第2項の改正は、同日から施行する。

## 一般社団法人全日本テコンドー協会 医・科学委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられた医・科学委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、指導員、審判員、コーチ、トレーナーもしくは医師、柔道整復師、理学療法士、その他の医療従事者又は学識経験者の中から5名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

- 2 副委員長は、委員会において委員の中から2名以内を選出する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議長は、委員長とする。
- 5 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

### (活動・審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 選手の強化及び競技力の向上のための医科学のデータの収集及び作成
- (2) スポーツ医科学の情報提供及び啓蒙活動
- (3) ドーピング防止のための活動
- (4) 障害者テコンドーの普及及び発展のための活動
- (5) (1) から (4) までに付帯する活動

### (任期)

第4条 委員の任期は、正会員にあつては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあつては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあつては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

### (守秘義務)

第5条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程（次項において「新規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年度第2回理事会の開催日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年6月10日改正〕

平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認された第2条第2項の改正は、同日から施行する。

## 一般社団法人全日本テコンドー協会 競技委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられた競技委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、指導員、審判員、コーチ又は競技開催に関して専門的な識見を有する者の中から5名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

- 2 副委員長は、委員会において委員の中から2名以内を選出する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議長は、委員長とする。
- 5 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

### (活動・審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 競技規則の整備
- (2) 国内競技大会の企画・運営
- (3) (1) 及び (2) に付帯する活動

### (任期)

第4条 委員の任期は、正会員にあつては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあつては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあつては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

### (守秘義務)

第5条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

### (細則への委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、競技委員会

細則に定めるものとする。

附則〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程（次項において「新規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年度第2回理事会の開催日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年6月10日改正〕

- 1 平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認された第2条第2項の改正は、同日から施行する。

## 一般社団法人全日本テコンドー協会 広報委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられた広報委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、監事、指導員、審判員、コーチ又は広報に関して専門的な識見を有する者の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

2 副委員長は、委員会において委員の中から2名以内を選任する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 議長は、委員長とする。

5 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

6 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

### (活動・審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

(1) 広報の企画及び実施

(2) 報道機関との連絡調整

(3) ホームページの企画及び管理

(4) (1) から (3) までに付帯する活動

### (任期)

第4条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

### (守秘義務)

第5条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

### (細則への委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、広報委員会細則に定めるものとする。

附則〔平成27年6月10日制定〕

この規程は、平成27年6月10日から施行する。

## 一般社団法人全日本テコンドー協会 コンプライアンス委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられたコンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員会)

第2条 委員は理事会において専務理事、常務理事、理事（会長、専務理事及び常務理事を除く。）、監事又は学識経験者の中から3名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

2 副委員長は、委員会において委員の中から1名を選任する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 議長は、委員長とする。

5 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

6 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

### (審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

(1) コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関する事項

(2) コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項

(3) 会員（個人会員）、加盟団体（定款第40条に規定する加盟団体をいう。

以下、(3)において同じ。）、準加盟団体（定款第48条に規定する準加盟団体をいう。以下、(3)において同じ。）、その他の者による当法人、会員

（個人会員）、加盟団体又は準加盟団体のコンプライアンス違反の通報等に係る対応に関する事項

(4) その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

### (任期)

第4条 委員の任期は、理事及び監事にあつては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、学識経験者にあつては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

### (守秘義務)

第5条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年6月10日制定〕

この規程は、平成27年6月10日から施行する。

## 一般社団法人全日本テコンドー協会 普及委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられた普及委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、監事、指導員、審判員、コーチ又はスポーツ等の普及に関して専門的な識見を有する者の中から5名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

2 副委員長は、委員会において委員の中から3名以内を選任する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 議長は、委員長とする。

5 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

6 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

### (活動・審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

(1) テコンドーの普及及び振興に関する活動

(2) テコンドーの普及及び振興のための他団体（当法人、定款第40条に規定する加盟団体及び定款第48条に規定する準加盟団体以外のスポーツ団体をいう。）との協議等

(3) 学生スポーツ、地域スポーツ又は生涯スポーツ等としてのテコンドーの普及及び振興に関する活動

### (任期)

第4条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

### (守秘義務)

第5条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年6月10日制定〕

この規程は、平成27年6月10日から施行する。

改正  
↓

## 一般社団法人全日本テコンドー協会 組織対策委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられた組織対策委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員会)

第2条 委員は理事会において専務理事、常務理事、理事（会長、専務理事及び常務理事を除く。）、監事又は学識経験者の中から専務理事を含む3名以上を選任する。

- 2 委員長は、理事会において専務理事の中から1名を選任する。
- 3 副委員長は、委員会において委員の中から2名以内を選任する。
- 4 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 議長は、委員長とする。
- 6 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 7 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

### (審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項を審議し、理事会に意見を具申するものとする。

- (1) 会員制度のあり方に関する事項
- (2) 理事会、委員会、事務局等の組織のあり方に関する事項
- (3) 当法人と加盟団体（定款第40条に規定する加盟団体をいう。（5）において同じ。）及び準加盟団体（定款第48条に規定する準加盟団体をいう。（5）において同じ。）との関係に関する事項
- (4) 定款第46条（定款第49条において準用する場合を含む。）に規定する調停に関する事項
- (5) 当法人、会員（個人会員）、加盟団体又は準加盟団体において現に生じ又は生ずる可能性のある事項で、当法人、会員（個人会員）、加盟団体又は準加盟団体に不利益をもたらす又は不利益をもたらすおそれのあるもの

### (任期)

第4条 委員の任期は、理事及び監事にあつては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、学識経験者にあつては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第5条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年5月8日制定〕

- 1 この規程は、平成27年5月8日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年度第2回理事会の開催日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年6月10日改正〕

平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認されたこの規程の題名及び第1条から第3条までの改正は、同日から施行する。

# 一般社団法人全日本テコンドー協会 マーケティング委員会規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられたマーケティング委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

## (委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、**監事**、指導員、審判員、コーチ又はマーケティングに関して専門的な識見を有する者の中から5名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

- 2 副委員長は、委員会において委員の中から**2名以内**を選任する。
- 3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議長は、委員長とする。
- 5 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 6 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

## (活動・審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる活動を行うとともに、理事会から諮問された事項を審議して理事会に意見を具申するものとする。

- (1) マーケティングに関する調査、企画及び立案
- (2) スポンサーに関する事項の検討
- (3) キャラクター商品の開発及び販売
- (4) 放送に関する事項の検討及び実施
- (5) 権利ビジネスに関する事項の検討及び実施
- (6) (1) から (5) までに付帯する活動

## (任期)

第4条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

## (守秘義務)

第5条 委員は、委員会の活動及び審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(細則への委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、マーケティング委員会細則に定める。

附則〔平成27年5月25日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程（次項において「新規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年度第2回理事会の開催日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年6月10日改正〕

平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認された第2条第1項及び第2項の改正は、同日から施行する。

## 一般社団法人全日本テコンドー協会 強化委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づいて設けられた強化委員会（以下、「委員会」という。）について必要な事項を定める。

### (委員会)

第2条 委員は理事会において正会員、理事、**監事**、指導者、審判員、コーチ又は**強化専門家**（選手強化、指導員の資質の向上又は競技力の向上に関して専門的な識見を有する者をいう。）の中から5名以上を選任し、委員長は理事会において委員の中から1名を選任する。

2 副委員長は、委員会において委員の中から3名**以内**を選任する。

3 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 議長は、委員長とする。

5 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。

6 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

### (担当)

第3条 委員長は、委員の中から次に掲げる選手の担当者を選任するものとする。

(1) JOC強化指定選手

(2) NF（シニア）強化指定選手（18歳以上）

(3) ジュニア強化指定選手（15歳～17歳）

(4) カデット強化指定選手（12歳～14歳）

### (審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項及び理事会から諮問された事項（以下、この条において「諮問事項」という。）を審議し、選手又は指導者に次に掲げる事項及び諮問事項に関する指示を行うとともに、理事会に意見を具申するものとする。

(1) 選手の強化に関する事項

(2) 指導者の資質の向上に関する事項

(3) 競技力の向上に関する事項

(4) 大会に参加する選手及びコーチの選考並びに派遣に関する事項

(5) 選手強化のための補助金及び助成金（登録選手が直接に受給する場合の補助金及び助成金を含む。）に関する事項

(6) (1) から (5) までに付帯する事項

(活動内容)

第5条 委員会は、前条に定める審議を行うほか、次に掲げる活動を行う。

- (1) 選手の指導及び評価
- (2) 選手の指導及び評価の方法の調査及び研究
- (3) 大会等における各種データの収集及び分析
- (4) 指導者の資質の向上のための調査及び研究
- (5) 競技力の向上のための調査及び研究
- (6) 強化合宿、指導者講習会等の開催
- (7) (1) から (6) までに付帯する活動

(任期)

第6条 委員の任期は、正会員にあっては定款第10条第1項(2)の正会員の任期によるものとし、理事にあっては定款第30条第1項から第3項までの理事の任期によるものとし、その他の者にあっては委員に選任された日の翌日から当該翌日以後2年を経過する日を含む事業年度における最終の理事会の日までとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会の審議及び活動において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

附則〔平成27年5月8日改正〕

- 1 平成27年5月8日の平成27年度第1回理事会において承認されたこの規程の全文改正は、同日から施行する。
- 2 前項に規定する全文改正後のこの規程(次項において「新規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。
- 3 新規程第2条第1項から第4項までの規定は、前項の規定にかかわらず、平成27年5月8日から適用し、同日前においては、なお従前の例による。

附則〔平成27年6月10日改正〕

平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認された第2条第1項及び第2項の改正は、同日から施行する。

# 一般社団法人 全日本テコンドー協会 昇段昇級規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の会員（定款第5条（1）に掲げる会員（個人会員）をいう。以下、同じ。）の昇段（15歳未満の会員にあつては昇品。以下、同じ。）及び昇級に関して必要な事項を定める。

### (段級位)

第2条 段位（15歳未満の会員にあつては品位。以下、同じ。）は1段から9段まで（品位にあつては1品から4品まで。以下、同じ。）とし、級位は10級から1級までとする。

2 段位を有する者は、黒帯を使用するものとする。

3 級位を有する者は、次に掲げる級位の区分に応じそれぞれ次に定める色の帯を使用するものとする。ただし、加盟団体（定款第40条の加盟団体をいい、同第49条の準加盟団体を含む。以下、同じ。）又は道場ごとに、一定の基準に基づき、帯の色を定めている場合は、この限りでない。

(1) 1級 赤

(2) 2級 茶

(3) 3級 紫

(4) 4級 青

(5) 5級 緑

(6) 6級 橙

(7) 7級 黄

(8) 10級から8級まで 白

4 段位及び級位は、審査を経なければ得ることができない。

### (段級位の審査)

第3条 当法人は、定款第9条第3項の規定により、段位（6段までの段位又は4品までの品位に限る。以下、同じ。）及び級位の審査を行う。ただし、同項ただし書きの規定により、当法人は、2段までの段位及び級位の審査を加盟団体に委託することができる。

2 当法人は、前項の段位の審査を行うために、審査委員から成る昇段審査委員会を設けるものとする。

## 第2章 審査委員及び昇段審査委員会

### (審査委員)

第4条 審査委員は、次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める者とする。

- (1) 5段又は6段の審査 7段以上の段位を有し、かつ、当法人の昇段審査委員会に審査委員として登録をしている者
- (2) 3段又は4段の審査 5段以上の段位を有し、かつ、当法人の昇段審査委員会に審査委員として登録をしている者
- (3) 1段又は2段の審査 3段以上の段位を有し、かつ、当法人の昇段審査委員会に審査委員として登録をしている者
- (4) 級位の審査 3段以上の段位を有し、かつ、当法人の昇段審査委員会に審査委員として登録をしている者

2 前条第1項ただし書きの規定により、2段までの段位及び級位の審査を加盟団体に委託する場合には、加盟団体の審査委員は、次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める者でなければならない。

- (1) 1段又は2段の審査 3段以上の段位を有し、かつ、加盟団体の昇段に関する委員会に審査委員として登録をしている者
- (2) 級位の審査 3段以上の段位を有し、かつ、加盟団体の昇級に関する委員会に審査委員として登録をしている者

### (昇段審査委員会)

第5条 昇段審査委員会は、3名以上の審査委員から成るものとする。

- 2 委員長は、理事会において審査委員の中から1名を選任する。
- 3 副委員長は、昇段審査委員会において審査委員の中から2名以内を選任する。
- 4 昇段審査委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 議長は、委員長とする。
- 6 前条第1項(1)から(4)までの審査は、3名以上の審査委員によって行う。
- 7 前条第2項(1)及び(2)の審査は、加盟団体の3名以上の審査委員によって行わなければならない。
- 8 審議事項は委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
- 9 委員長が必要と認めた場合は、昇段審査委員会に学識経験者、専門家又は参考人の出席を求め、その意見を聴取する。

## 第3章 申請者

### (申請者)

第6条 段位又は級位の申請を行うことができる者は、次に掲げる段位及び級位の

区分に応じそれぞれ次に定める会員とする。

- (1) 6段 5段の取得後、5年以上経過した会員
- (2) 5段 4段の取得後、4年以上経過した会員
- (3) 4段 3段の取得後、3年以上経過した会員
- (4) 3段 2段の取得後、2年以上経過した会員
- (5) 2段 1段の取得後、1年以上経過した会員
- (6) 1段 1級の取得後、6か月以上経過した会員
- (7) 10級から1級まで 1級位下の級位を取得後（10級にあつては当法人の会員となつた後）、6か月以上経過した会員（第3条第1項ただし書きの規定により、級位の審査を加盟団体に委託する場合において、第4条第2項(2)の加盟団体の昇級に関する委員会が合理的に定めた基準があるときは、その基準に合致する会員）

## 第4章 審査

### （審査の種類）

第7条 段位及び級位の審査は次に掲げる審査から成るものとし、その審査の内容はそれぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 昇段審査 15歳以上の会員に1段から6段までの段位を与えるか否かに関する審査
- (2) 昇品審査 15歳未満の会員に1品から4品までの品位を与えるか否かに関する審査
- (3) 昇級審査 会員に級位を与えるか否かに関する審査
- (4) 飛級審査 直上の級位を超えて級位又は1段の段位を与えることが適切であると認められる会員に対し、その級位又は段位を与えるか否かに関する特別な審査
- (5) 名誉段審査 テコンドーの普及及び振興に特に功勞のあつた者に段位を与えるか否かに関する審査
- (6) 段級位取消審査 段位又は級位を有する者が定款第13条第1項(1)から(3)までに掲げるときに該当することとなつた場合その他これらに類する場合に、その段位又は級位を取り消すか否かに関する審査

### （審査の科目等）

第8条 段位及び級位の審査は、実技審査、筆記審査及び面接審査とする。

2 実技審査の科目は、次の中から昇段審査委員会（審査を加盟団体が受託している場合には、加盟団体の昇段に関する委員会又は昇級に関する委員会。以下、この条において同じ。）が適切と認めるものを選択するものとする。ただし、昇段審査委員会が必要と認める場合には、新たな科目を追加し又は次の科目のいずれかを削除することができる。

- (1) 姿勢

- (2) 基本動作
  - (3) プムセ
  - (4) キョルギ
  - (5) 撃破
  - (6) 特技
- 3 筆記審査は、短答式及び論文式により答を求める審査とする。
  - 4 5段及び6段の昇段審査においては、実技審査及び筆記審査に加えて昇段審査委員会による面接審査を行う。
  - 5 障害者である会員に段位又は級位を与えるか否かの審査は、昇段審査委員会が障害の状況に応じて適切な科目、方式及び内容により行う。
  - 6 名誉段審査は、前各項の規定にかかわらず、昇段審査委員会が適切に行う。

(審査の基準等)

- 第9条 前条第2項による実技審査の各科目の審査においては、その審査に係る段位又は級位を勘案して0点から100点までを付すこととする。
- 2 実技審査の各科目の審査においては、科目ごとに審査委員（審査を加盟団体が受託している場合には加盟団体の審査委員。第5項において同じ。）の過半数が60点を超える点数を付した場合に、その科目について段位又は級位の認定の基準に達したものとする。
  - 3 実技審査においては、全ての科目について段位又は級位の認定の基準に達することを要し、この基準に達しない科目がある場合には、筆記審査及び面接審査を受けることができないものとする。
  - 4 実技審査、筆記審査及び面接審査の配点の割合は、6：3：1（実技審査及び筆記審査のみの場合には、6：4）とする。
  - 5 筆記審査及び面接審査においては、審査委員の過半数が前項の配点の割合に基づいて設けた点数の6割を超える点数を付した場合に、段位又は級位の認定の基準に達したものとする。
  - 6 前条第5項及び第6項の審査の基準は、これらの審査を行うこれらの規定に規定する昇段審査委員会が適切に判断するものとする。

## 第5章 申請

(申請の手続き)

- 第10条 会員が段位又は級位の審査の申請を行う場合には、自己が所属する加盟団体（加盟団体に所属していない会員にあっては、当法人。以下、この条において同じ。）に審査申請書1部及び上半身を写した写真（縦4センチメートル、横3センチメートル）2枚を提出し、申請料を納入しなければならない。
- 2 外国籍の会員が段位の審査の申請を行う場合には、前項に規定する審査請求書及び写真に加えて、外国人登録証明書の原本を加盟団体に提示して確認を得なければならない。

3 障害者である会員が段位又は級位の審査の申請を行う場合には、第1項に規定する審査請求書及び写真に加えて、障害者であることを証明できる書類を加盟団体に提示して確認を得なければならない。

4 第1項の申請料は、次に掲げる段位及び級位の審査に応じてそれぞれ次に定める金額とする。ただし、(10)から(19)までに定める金額については、加盟団体又は道場が合理的な金額を定めている場合には、当該金額とすることができる。

- (1) 9段 90,000円
- (2) 8段 80,000円
- (3) 7段 70,000円
- (4) 6段 60,000円
- (5) 5段 50,000円
- (6) 4段 40,000円
- (7) 3段 32,000円
- (8) 2段 23,000円
- (9) 1段 21,000円
- (10) 1級 6,000円
- (11) 2級 6,000円
- (12) 3級 5,500円
- (13) 4級 5,500円
- (14) 5級 5,000円
- (15) 6級 5,000円
- (16) 7級 4,500円
- (17) 8級 4,500円
- (18) 9級 4,000円
- (19) 10級 4,000円

## 第6章 加盟団体の手続き及び審査

(申請があった場合の手続き)

第11条 加盟団体は、会員から前条の規定に基づく申請があった場合には、会員から提出され又は提示された書類の写しを当法人に提出するものとする。

(審査)

第12条 加盟団体は、当法人から委託された審査を行い、その結果を当法人に連絡するものとする。

2 加盟団体は、前項の審査に合格して段位を取得することとなる会員に関しては、当法人が国技院に段位の認定の申請を行うために必要な書類を当法人に提出し、当該申請に係る段位に応じ第10条第4項(1)から(9)までに定める金額を当法人に支払うものとする。

- 3 加盟団体は、第1項の審査に合格して級位を取得することとなる会員に関しては、認定証の発行料等として、300円を当法人に支払うものとする。

## 第7章 審査合格者の取扱い

### (審査合格者の取扱い)

- 第13条 会員が段位又は級位の審査に合格した場合には、当法人は、段位にあつては国技院に認定の申請を行い、級位にあつては認定証を発行するものとする。
- 2 当法人は、国技院から会員の段位の認定証を受け取った場合には、速やかにその会員の所属する加盟団体（加盟団体に所属していない会員にあつてはその会員）に送付するものとする。
- 3 当法人が発行する級位の認定証には、会員が所属する加盟団体及び道場の名称並びに指導者の名前を明記するものとする。

## 第9章 雑則

### (雑則)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、昇段審査委員会が定める。

### 附則〔平成27年2月7日制定〕

- 1 平成27年2月7日の平成26年度第5回正会員総会において承認されたこの規程は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規程の段位又は級位の審査に係る規定は、平成27年4月1日以後に行う段位又は級位の審査に適用し、同日前に行つた段位又は級位の審査に関しては、なお従前の例による。
- 3 第2条第2項及び第3項（同項ただし書きを除く。）の規定は、会員が平成27年4月1日以後に着用する道着の帯について適用する。ただし、会員が同年4月1日から同年6月30日までの間に着用する道着の帯については、従前どおりとすることができる。

### 附則〔平成27年6月10日改正〕

- 平成27年6月10日の平成27年度第2回理事会において承認された第4条、第5条、第7条及び第10条の改正は、同日から施行する。

部長と委員の決定  
満内一評OK

for 倉石

委員長決定承認

平成27・28年度 委員会名簿案

役員	総務委員会	コンプライアンス委員会	普及委員会	競技委員会	強化委員会	組織対策委員会 (改革委員会)	広報委員会	審判委員会	昇段審査委員会	医・化学委員会	マーケティング委員会	環境委員会	賞罰委員会	加盟団体審査委員会
委員長	朝長英樹 (理事・学識)	大橋卓生 (理事・弁護士)	阿部海将 (理事)	申東準 (愛知)	阪口晃 (大阪)	長野修士 (理事)	小野原裕昭 (監事)	瀬尾健一 (長崎)	金天九 (協会)	石井直人 (理事)	小野原裕昭 (監事)	牧野文彦 (理事)	金原昇 (理事)	長野修士 (理事)
副委員長 ※委員会の 決定事項	長野修士 (理事)	阿部海将 (理事)	岡本依子 (理事)	齋藤和宏 (東京)	岡本依子 (理事)	根本健三郎 (理事・弁護士)	長野修士 (理事)	金容星 (関東ブロック長)	姜炫淳 (関東ブロック)	中嶋耕平 (医師)	佐藤公彦 (大阪)	今枝尚道 (理事)	朝長英樹 (理事・学識)	朝長英樹 (理事・学識)
			小池隆仁 (理事)	館和夫 (大阪)	小池隆仁 (理事)	石井直人 (理事)	岡本依子 (理事)		阪口晃 (関西ブロック)	岡田奈緒子 (医師)	長野修士 (理事)	川津博 (大阪)	長野修士 (理事)	
			申東準 (愛知)		姜炫淳 (神奈川)							高木伸幸 (千葉)		
委員	北根康志 (監事)	根本健三郎 (監事・弁護士)	山田啓悟 (愛知)	有田充臣 (大阪)	申東準 (愛知)	朝長英樹 (理事・学識)	小池隆仁 (理事)	保科善一 (東北ブロック長)	保科善一 (北海道・東北ブロック)	星川淳人 (医師)	石井直人 (理事)	藤崎裕志 (福岡)	大橋卓生 (理事・弁護士)	阿部海将 (理事)
委員	阿部海将 (理事)	朝長英樹 (理事・学識)	小泉秀一 (山梨)	西村紀幸 (熊本)	齋藤和宏 (東京)	牧野文彦 (理事)	阿部海将 (理事)	高木伸幸 (関東副ブロック長)	申東準 (東海ブロック)	在永光行 (医師)	阿部海将 (理事)	佐藤剛太 (宮城)	北根康志 (監事)	
委員	牧野文彦 (理事)	長野修士 (理事)	井上博人 (群馬)	瀬尾健一 (長崎)	山下博行 (大阪)	小池隆仁 (理事)	館和夫 (大阪)	福富秀幸 (東海ブロック長)	長野修士 (中国・四国ブロック)	板倉尚子 <small>日体協認定アスレティックトレーナー</small>	岡本依子 (理事)	井上博人 (群馬)	石井直人 (理事)	
委員			小寺昭子 (大阪)	相原儀雅 (宮城)	古賀剛 (佐賀)	阿部海将 (理事)	瀬尾健一 (長崎)	申東準 (東海副ブロック長)	牟田靖文 (九州ブロック)	北村宏規 <small>日体協認定アスレティックトレーナー</small>	藤崎裕志 (福岡)	西村紀幸 (熊本)	阿部海将 (理事)	
委員			高木伸幸 (千葉)	井上博人 (群馬)	山下昭子 (大阪)	今枝尚道 (理事)		阪口晃 (関西ブロック長)		菊池考郎 (トレーナー)	申東準 (愛知)	小林守 (茨木)	今枝尚道 (理事)	
委員			藤崎裕志 (福岡)	小泉秀一 (山梨)	榊原圭一 (東京)			安東寛 (関西副ブロック長)		大上忠伸 (トレーナー)	館和夫 (大阪)	齋藤和宏 (東京)	金古正 (事務局長)	
委員			安東寛 (愛媛)	中谷信彦 (香川)	相原儀雅 (宮城)			西村紀幸 (九州ブロック長)		長弘典 (トレーナー)	瀬尾健一 (長崎)	小泉秀一 (山梨)		
委員			菅原央緒 (山形)	榊原圭一 (東京)	谷川猛 (福岡)			森頭 (長崎)		柏崎麻衣 (トレーナー)	阪口晃 (大阪)	中谷信彦 (香川)		
委員			木村俊輔 (新潟)		井上博人 (群馬)			齋藤智 (神奈川)		菊池考郎 <small>日体協認定アスレティックトレーナー</small>		申東準 (愛知)		
委員			大上忠伸 (愛知)		阿部海将 (理事)									
委員					三橋祐樹 (神奈川)									
委員					長野幹洋 (大分)									
委員					金容星 (千葉)									
委員					森頭 (長崎)									
委員					林直美 (神奈川)	(東京)								

シニア(18-↓)  
ジュニア(15-17)  
カデット(12-14)  
<今-入補成変更>  
170Lセ  
カデット14-16